

七ヶ浜町第7期障がい福祉計画

七ヶ浜町第3期障がい児福祉計画

お互いが自分らしさを認め合い、  
共生して暮らせるまち

令和6年3月

うみ・ひと・まち 七ヶ浜  
TOWN OF SHICHIGAHAMA

# 目次

---

|   |           |
|---|-----------|
| <b>1 計画の概要</b> .....                      | <b>1</b>  |
| (1)障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定の根拠.....             | 2         |
| (2)障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定の期間.....             | 2         |
| (3)障がい福祉計画・障がい児福祉計画の体系.....               | 2         |
| (4)計画の位置付け.....                           | 3         |
| (5)計画策定の根拠.....                           | 4         |
| <b>2 成果目標</b> .....                       | <b>5</b>  |
| (1)施設入所者の地域生活への移行.....                    | 6         |
| (2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....          | 7         |
| (3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実.....                | 9         |
| (4)福祉施設から一般就労への移行等.....                   | 10        |
| (5)障がい児支援の提供体制の整備等.....                   | 12        |
| (6)相談支援体制の充実・強化等.....                     | 14        |
| (7)障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築..... | 16        |
| (8)発達障がい者等に対する支援.....                     | 17        |
| <b>3 活動指標</b> .....                       | <b>19</b> |
| (1)訪問系サービス.....                           | 20        |
| (2)日中活動系サービス.....                         | 21        |
| (3)居住系サービス.....                           | 24        |
| (4)相談支援.....                              | 25        |
| (5)地域生活支援事業.....                          | 26        |
| (6)障害児通所支援・障害児相談支援.....                   | 28        |
| <b>資料編</b> .....                          | <b>31</b> |
| (1)計画策定体制.....                            | 32        |
| (2)策定経過.....                              | 33        |
| (3)国の動向.....                              | 34        |

# 1 計画の概要

## (1) 障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定の根拠

七ヶ浜町第7期障がい福祉計画(以下、「第7期障がい福祉計画」と表記)は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」という。)第88条に規定されている「市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。」を根拠として策定します。

七ヶ浜町第3期障がい児福祉計画(以下、「第3期障がい児福祉計画」と表記)は、改正児童福祉法(平成30年4月2日施行)第33条の20により、障がい児福祉計画の策定を義務付けられたことにより、新たに策定するものです。

なお、同条第6号に「障害福祉計画と一体のものとして作成することができる」という規定があり、第7期障がい福祉計画と第3期障がい児福祉計画を一体的に策定します。

## (2) 障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定の期間

|              | 令和<br>4年度<br>2022 | 令和<br>5年度<br>2023 | 令和<br>6年度<br>2024 | 令和<br>7年度<br>2025 | 令和<br>8年度<br>2026 | 令和<br>9年度<br>2027 | 令和<br>10年度<br>2028 | 令和<br>11年度<br>2029 | 令和<br>12年度<br>2030 | 令和<br>13年度<br>2031 |
|--------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 障がい者<br>計画   | 第3期               |                   | 第4期               |                   |                   |                   |                    | 第5期                |                    |                    |
| 障がい<br>福祉計画  | 第6期               |                   | 第7期               |                   |                   | 第8期               |                    | 第9期                |                    |                    |
| 障がい児<br>福祉計画 | 第2期               |                   | 第3期               |                   |                   | 第4期               |                    | 第5期                |                    |                    |

## (3) 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の体系

第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画は、以下の体系により構成されます。

### ①成果目標等

福祉施設入所者の地域生活への移行等に関する障がい福祉施策目標の設定等

### ②サービス等の見込量及びその見込量確保のための方策

主に、自立支援給付(介護給付訓練等給付)と障がい児支援等の障がい福祉サービスに関する見込量の設定やその方策等

### ③地域生活支援事業

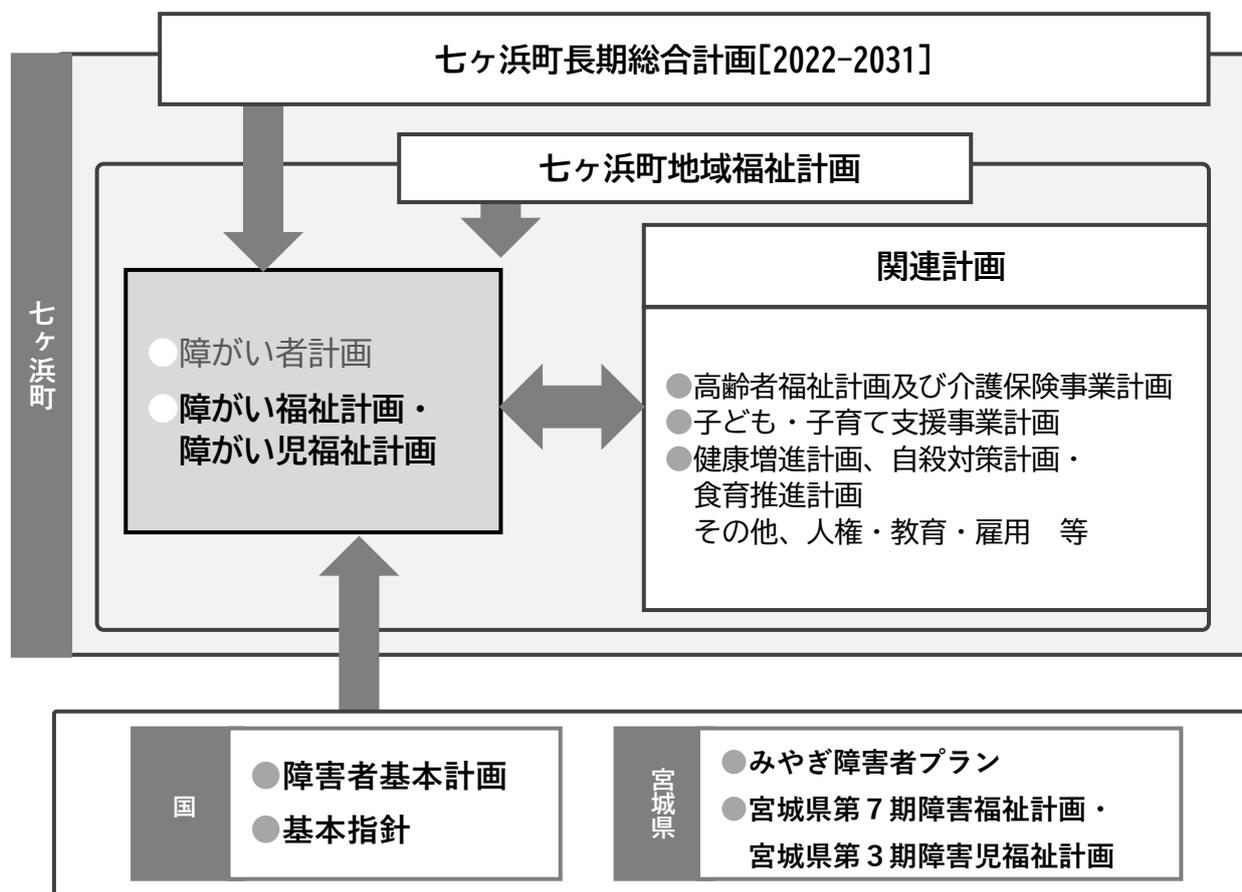
サービス利用者の個々の状況に応じて実施される、地域生活支援事業の実施に関する事項

## (4) 計画の位置付け

障がい福祉計画・障がい児福祉計画は同時期に策定する「障がい者計画」と一体的に策定します。

本計画は、国の基本指針や、宮城県の「宮城県第7期障害福祉計画・宮城県第3期障害児福祉計画」との整合性を踏まえ、策定しています。

また、本計画は「七ヶ浜町長期総合計画」を最上位計画とし、さらに「七ヶ浜町地域福祉計画」を福祉分野の上位計画と位置づけ、障がい福祉分野の個別計画として「七ヶ浜町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」「七ヶ浜町子ども・子育て支援事業計画」「健康増進計画」等の関連計画における障がい者等の福祉に関する事項と調和のとれたものとしします。



## (5) 計画策定の根拠

### ◆市町村障がい福祉計画

障がい福祉サービスの提供体制の確保や、その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画として規定されており、今後必要とされる障がい福祉サービス量を計画的に整備するためのものです。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）  
第 88 条第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

### ◆市町村障がい児福祉計画

障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保や、各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量等について計画的に整備するためのものです。

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（平成 30 年 4 月施行）  
第 33 条の 20 第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

### ◆市町村障がい者計画

七ヶ浜町第4期障がい者計画(以下、「本計画」という。)は、障害者基本法第11条第3項に規定されている「市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。」を根拠として策定しました。

障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）

第 11 条第 3 項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

## 2 成果目標

## (1) 施設入所者の地域生活への移行

| 国の基本指針（令和8年度末の目標） |   |
|-------------------|---|
| <b>地域生活移行者数</b>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域生活に移行する人について、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が移行することとします。</li> </ul>   |
| <b>施設入所者数</b>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>令和8年度末時点の施設入所者数を、令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することとします。</li> </ul> |

### 【第6期障がい福祉計画の達成状況】

| 項目         | 令和2年度<br>(基準値) | 令和5年度<br>(目標値) | 令和5年度<br>(実績見込値) |
|------------|----------------|----------------|------------------|
| 施設入所者数     | 8人             | 7人             | 7人               |
| 施設入所者減少数   |                | 1人             | 1人               |
| 地域生活移行者見込数 |                | 1人             | 0人               |

### 【第7期障がい福祉計画目標値】

| 項目                       | 令和8年度(目標値)    |
|--------------------------|---------------|
| 施設入所者数                   | 7人            |
| 施設入所者減少数                 | 1人<br>(12.5%) |
| 地域生活移行者見込数               | 1人<br>(12.5%) |
| 参考:令和4年度末時点での施設入所者数(基準値) | 8人            |

障がいのある方が地域で安心して暮らしていけるよう、地域全体で支えるサービス提供体制の構築を図ることにより、障がいのある方が地域生活に移行しやすい環境を支援していきます。

また、障がいのある方の地域生活のためには、町民の障がいに対する理解が不可欠であるため、啓発活動を通じて、町民の障がいに対する理解の促進に努めます。

第7期計画の目標として、見込を1人としていますが、施設入所者の多くの方が高齢または重度の障がい者であるほか、在宅生活が困難で施設入所が必要となる方もいるため、地域の実情及びこれまでの実績を踏まえた上で計上しています。

## （２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

### ① 保健、医療、福祉関係者による協議の設置

| 国の基本指針（令和８年度末の目標）  |
|--|
| 保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数及び保健、医療、及び福祉関係者の参加者数、目標設定及び評価の実施回数の見込を設定する。 |

#### 【第６期障がい福祉計画の達成状況】

| 項目                      | 令和３～５年度<br>（目標値） | 令和３～５年度<br>（実績見込値） |
|-------------------------|------------------|--------------------|
| 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置   | 設置済              | 設置済                |
| 保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数 | ２回               | ２回                 |
| 協議の場における関係者の参加者数        | １５人              | １５人                |
| 協議の場における目標設定及び評価の実施回数   | １回               | １回                 |

#### 【第７期障がい福祉計画目標値】

| 項目                      | 令和６年度<br>（目標値） | 令和７年度<br>（目標値） | 令和８年度<br>（目標値） |
|-------------------------|----------------|----------------|----------------|
| 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置   | 設置済            | 設置済            | 設置済            |
| 保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数 | 年３回            | 年３回            | 年３回            |
| 協議の場における関係者の参加者数        | １６人            | １６人            | １６人            |
| 協議の場における目標設定及び評価の実施回数   | 年１回            | 年１回            | 年１回            |

引き続き、精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築については、保健・医療・福祉等関係者による協議の場を圏域内に１か所設置していきます。

広域的な視点から障がい福祉サービス等の提供体制を図るため、広域的な行政単位として複数市町村を含む広域圏域が設定されています。本町は塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町の二市三町を構成市町とする宮城東部地域に含まれます。

## ② 精神障がい者のサービス種別の利用状況

| 国の基本指針（令和8年度末の目標）  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 精神障がい者の地域移行支援利用が見込まれる利用者数</li> <li>◆ 精神障がい者の地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助利用が見込まれる利用者数</li> <li>◆ 精神障がい者の自立訓練(生活訓練利用者数)の利用が見込まれる利用者数</li> </ul> |

### 【第6期障がい福祉計画の達成状況】

| 項目          | 令和3年度<br>(目標値) | 令和4年度<br>(目標値) | 令和5年度<br>(目標値) | 令和3年度<br>(実績値) | 令和4年度<br>(実績値) | 令和5年度<br>(実績見込値) |
|-------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|------------------|
| ・地域移行支援利用者数 | 0人             | 0人             | 1人             | 0人             | 0人             | 0人               |
| ・地域定着支援利用者数 | 0人             | 0人             | 1人             | 0人             | 0人             | 0人               |
| ・共同生活援助利用者数 | 1人             | 1人             | 1人             | 3人             | 3人             | 4人               |
| ・自立生活援助利用者数 | 0人             | 0人             | 1人             | 0人             | 0人             | 0人               |

### 【第7期障がい福祉計画目標値】

| 項目              | 令和6年度<br>(目標値) | 令和7年度<br>(目標値) | 令和8年度<br>(目標値) |
|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| ・地域移行支援利用者数     | 0人             | 0人             | 0人             |
| ・地域定着支援利用者数     | 1人             | 1人             | 1人             |
| ・共同生活援助利用者数     | 4人             | 5人             | 5人             |
| ・自立生活援助利用者数     | 0人             | 0人             | 0人             |
| ・自立訓練(生活訓練利用者数) | 1人             | 1人             | 1人             |

現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち、それぞれのサービスの利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込を設定します。

また、地域移行支援、自立生活援助については、町内及び近隣市町に事業所がないため、利用希望があった場合に速やかにサービス提供につなげられるよう情報提供を行います。

### (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

| 国の基本指針（令和8年度末の目標）   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 各市町村又は圏域において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと</li> <li>◆ 強度行動障がい有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること（新規）</li> </ul> |  |

#### 【第6期障がい福祉計画の達成状況】

| 項目                              | 令和3～5年度<br>（目標値） | 令和3～5年度<br>（実績値） |
|---------------------------------|------------------|------------------|
| 地域生活支援拠点等の整備                    | 1か所              | 1か所              |
| 地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証及び検討の年間実施数 | 年2回              | 年2回              |

#### 【第7期障がい福祉計画目標値】

| 項目   | 令和8年度（目標値） |
|--|------------|
| 地域生活支援拠点等の整備                                   | 圏域で設置済み    |
| コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築           | 1人配置済      |
| 地域生活支援拠点等の運営状況の点検                              | 年2回        |
| 強度行動障がい有する方への支援体制の整備に向けたニーズの把握し、支援体制の整備を推進（新規） | 整備予定       |
| 地域生活支援拠点等の設置個所数                                | 圏域で1か所整備済  |
| コーディネーターの配置人数                                  | 1人         |
| 地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の年間実施回数の見込         | 年2回        |

新たに強度行動障がい有する方へのニーズを把握し、支援体制の整備の検討を図ります。また、令和8年度までに、広域的な視点から障がい福祉サービス等の提供体制を図るため、塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町の二市三町を構成市町とする宮城東部地域自立支援協議会で推進の体制を整備します。

障がいのある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域の実情に応じた支援機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、地域の体制づくり）を持った地域生活支援拠点等の整備については、圏域内に1か所整備しています。

今後も関係機関と連携しながら、地域生活支援拠点等に係る課題の検討や運用状況の検証を行います。

## (4) 福祉施設から一般就労への移行等

### 国の基本指針（令和8年度末の目標）

#### 一般就労への移行者数

- ◆ 令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上が、就労移行支援事業等を利用して一般就労へ移行することを基本とする。

#### 就労移行支援事業

- ◆ 令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。

#### 就労継続支援A型事業

- ◆ 令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上とすることを基本とする。

#### 就労継続支援B型事業

- ◆ 令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。

#### 就労移行支援事業所の割合

- ◆ 一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。

#### 就労定着支援事業所利用者数

- ◆ 令和3年度の就労定着支援の利用実績の1.41倍以上とすることを基本とする。

#### 就労定着率の高い就労定着支援事業所の割合

- ◆ 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の25%以上とすることを基本とする。

### 【第6期障がい福祉計画の達成状況】

| 項目                      | 令和元年度<br>(基準値) | 令和5年度<br>(目標値) | 令和5年度<br>(実績見込値) |
|-------------------------|----------------|----------------|------------------|
| 福祉施設からの一般就労移行者見込数       | 2人             | 3人             | 3人               |
| ・うち就労移行支援事業利用者数         | 1人             | 2人             | 1人               |
| ・うち就労継続支援A型事業利用者数       | 1人             | 1人             | 0人               |
| ・うち就労継続支援B型事業利用者数       | 0人             | 0人             | 2人               |
| 一般就労移行者のうち就労定着支援利用率     | 50%            | 65%            | 33%              |
| 一般就労移行者のうち職場定着率8割以上の事業所 | 0%             | 0%             | 0%               |

【第7期障がい福祉計画目標値】

| 項目                   | 令和3年度<br>(実績値) | 令和8年度<br>(目標値) |
|----------------------|----------------|----------------|
| 一般就労への移行者数           | 5人             | 3人             |
| ア. 就労移行支援事業          | 5人             | 2人             |
| イ. 就労継続支援A型事業        | 0人             | 1人             |
| ウ. 就労継続支援B型事業        | 0人             | 0人             |
| 就労移行支援事業所の割合         | 50%            | 50%            |
| 就労定着支援事業利用者数         | 1人             | 2人             |
| 就労定着率の高い就労定着支援事業所の割合 |                | 25%            |

令和5年度末において就労移行支援を実施する事業所数、及び就労移行支援事業を実施する事業所のうち就労移行率が30%以上の事業所数を、それぞれ1事業所と見込んでいましたが、現時点での町内の就労移行事業所は0となっています。

また、福祉施設からの一般就労移行者は、令和5年度末時点で3人となっており、第6期計画での見込を達成しています。

第7期計画の目標として、国の指針では、令和8年度末において令和3年度の一般就労への移行実績の1.3倍以上とすることを基本としており、本町においては3人を見込みます。

さらに、国の指針では、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の25%以上とすることを基本としています。本町では、町内に事業所がありませんが、今後の事業所の誘致等の可能性について検討していくこととし、国の指針と同様の目標を掲げます。

これらの達成に向け、関係機関と連携し、就労を希望する障がいのある方と企業をつなげる機会を提供し、一般就労への移行を促進します。

また、就労移行支援事業等から一般就労へ移行する障がいのある方に対して就労定着支援事業の利用を勧奨します。

## (5) 障がい児支援の提供体制の整備等

| 国の基本指針（令和8年度末の目標）   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または圏域に1カ所以上設置する。</li> <li>◆ 令和8年度末までに、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。</li> <li>◆ 令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に1カ所以上確保する。</li> <li>◆ 令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。</li> </ul> |

### 【第2期障がい児福祉計画の達成状況】

| 項目                              | 令和5年度<br>（目標値） | 令和5年度<br>（実績見込値） |
|---------------------------------|----------------|------------------|
| 児童発達支援センターの設置                   | 1カ所            | 1カ所              |
| 保育所等訪問支援の体制構築                   | 1カ所            | 1カ所              |
| 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保     | 1カ所            | 1カ所              |
| 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保 | 1カ所            | 1カ所              |
| 医療的ケア児支援のための協議の場の設置             | 1カ所            | 1カ所              |
| 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置          | 1人             | 1人               |

### 【第3期障がい児福祉計画目標値】

| 項目                                 | 令和8年度<br>目標値 |
|------------------------------------|--------------|
| 児童発達支援センターの設置                      | 1カ所          |
| 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築 | 1カ所          |
| 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等の設置数      | 1カ所          |
| 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保    | 1カ所          |
| 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置           | 1カ所          |
| 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置             | 1人           |

医療的ケア児に対する適切な支援について協議するため、近隣市町と連携して関係機関等が参画する場を設置します。

障がい児の地域社会への参加を推進するため、保育所等訪問支援の利用促進に努めます。

また、令和8年度までに、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、圏域内の児童発達支援センターや保育所等訪問支援等を活用しながら体制の構築を図ります。

なお、児童発達支援センターと保育所等訪問支援については、圏域での設置・確保ができており、町内の障がい児がサービスを利用できる体制が構築されています。

※児童発達支援センターとは、児童発達支援事業に加え、地域の中核となる障がい児の専門施設として施設の有する専門職を活かし、障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行う等、地域の中核的な療育支援を行う施設です。

※重症心身障がい児とは、重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態を重症心身障がいといい、その状態にある子どもを重症心身障がい児といいます。

## (6) 相談支援体制の充実・強化等

### ① 基幹相談支援センターによる相談支援体制の強化

| 国の基本指針（令和8年度末の目標）  |
|--|
| <b>基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化</b><br>◆ 令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化および関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置することを基本とする。 |

#### 【第6期障がい福祉計画の達成状況】

| 項目                           | 令和5年度<br>(目標値) | 令和5年度<br>(実績見込値) |
|------------------------------|----------------|------------------|
| 総合的・専門的な相談支援の実施              | 実施             | 実施               |
| 相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言回数 | 12回            | 12回              |
| 相談支援事業者の人材育成の支援の回数           | 12回            | 12回              |
| 相談機関との連携強化の取り組みの実施回数         | 12回            | 12回              |

#### 【第7期障がい福祉計画目標値】

| 項目   | 令和6年度<br>(目標値) | 令和7年度<br>(目標値) | 令和8年度<br>(目標値) |
|--|----------------|----------------|----------------|
| 基幹相談支援センターを設置し、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保 | 1か所            | 1か所            | 1か所            |
| 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数                       | 12件            | 12件            | 12件            |
| 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数                                   | 12件            | 12件            | 12件            |
| 地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数                                | 12回            | 12回            | 12回            |
| 個別事例の支援内容の検証の実施回数                                      | 12回            | 12回            | 12回            |
| 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数                            | 1人             | 1人             | 1人             |

基幹相談支援センターと障害者相談支援事業所との連携により、障がい種別を問わずに総合的・専門的な相談支援を実施する体制を確保します。

また、地域の相談支援体制を強化するため、連絡会議等によって連携を図るほか、障害者相談支援事業所等の運営の支援に取り組みます。

## ② 協議会における地域サービスの基盤の開発・改善等

| 国の基本指針（令和8年度末の目標）  |
|--|
| 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善<br>協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数及び参加事業者・機関数、協議会の専門部会の設置数及び実施回数の見込を設定する。 |

### 【第7期障がい福祉計画目標値】

| 項目                               | 令和6年度<br>（目標値） | 令和7年度<br>（目標値） | 令和8年度<br>（目標値） |
|----------------------------------|----------------|----------------|----------------|
| 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善 | 実施             | 実施             | 実施             |
| 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数    | 12回            | 12回            | 12回            |
| 協議会における相談支援事業所の参加事業者・機関数         | 13か所           | 13か所           | 13か所           |
| 専門部会の設置数                         | 1か所            | 1か所            | 1か所            |
| 専門部会の実施回数                        | 12回            | 12回            | 12回            |

塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町の二市三町を構成市町とする宮城東部地域自立支援協議会での連携を図るとともに、相談支援体制の充実と連携強化に向けた支援を行います。

## (7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

| 国の基本指針（令和8年度末の目標）  |
|--|
| ◆ 令和8年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を確保することを基本とする。 |

### 【第6期障がい福祉計画の達成状況】

| 項目   | 令和5年度<br>（目標値） | 令和5年度<br>見込<br>（実績値） |
|--|----------------|----------------------|
| 県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修<br>その他の研修への町職員の参加    | 1人             | 1人                   |
| 審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や<br>関係自治体等と共有する体制の有無 | 有              | 有                    |
| 審査結果の分析結果を事業所や関係自治体等と共有する回<br>数            | 1回             | 1回                   |

### 【第7期障がい福祉計画目標値】

| 項目  | 令和8年度（目標値） |
|---|------------|
| 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する<br>事項を実施する体制の構築 | 構築         |
| 障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用                          | 実施         |
| 県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への<br>町職員の参加       | 1人         |
| 審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と<br>共有する体制の有無    | 実施         |
| 審査結果の分析結果を事業所や関係自治体等と共有する回数                   | 1回         |

宮城県が実施する、市町村職員を対象とした障がい福祉サービス等に係る研修に参加します。

また、障害者自立支援給付支払等システム等での分析結果を活用し、事業所等と共有する体制を確保します。

## (8) 発達障がい者等に対する支援

| 国の基本指針（令和8年度末の目標）  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>◆ 現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、プログラムの受講者数（保護者）及びプログラムの実施者数（支援者）の見込を設定する。</li><li>◆ ペアレントメンターの人数現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込を設定する。</li><li>◆ ピアサポートの活動への参加人数現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、数の見込を設定する。</li></ul> |

### 【第3期障がい児福祉計画目標値】

| 項目   | 令和8年度(目標値) |
|--|------------|
| ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数及び実施者数 | 各1人        |
| ペアレントメンターの人数                               | 0人         |
| ピアサポートの活動への参加人数                            | 2人         |

#### ・ペアレントトレーニング、ペアレントプログラム等の活用

保護者等が発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身に付け、適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニング、ペアレントプログラムを活用し、発達障がい児者及びその家族に対する支援を図ります。

#### ・ペアレントメンターの養成

ペアレントメンターとは、発達障がいの子どもを育てた保護者等が、その育児経験を活かし、子育てで同じ悩みを抱える保護者等にとって信頼できる仲間として活動するものです。このペアレントメンターを養成し、発達障がい児者やその家族に対する支援を図ります。

現在、本町ではペアレントメンターはいませんが、ペアレントトレーニング、ペアレントプログラム等のプログラムの実施と連動しながら、ペアレントメンターの養成に努めます。

#### ・ピアサポートの活動への参加

ピアサポートとは、同じ課題や環境を体験する人がその体験から来る感情や必要な情報を共有したり、共通した悩みや問題の解決に協同するなどの取り組みです。ピアサポートを推進し、発達障がい児者やその家族に対する支援を図ります。



## **3 活動指標**

## (1) 訪問系サービス

### 【サービスの内容】

| サービス名             | 内 容  |
|-------------------|--|
| ①居宅介護<br>(ホームヘルプ) | 自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談、助言その他の生活全般にかかる援助を行います。  |
| ②重度訪問介護           | 重度の肢体不自由の人または重度の知的障がい・精神障がいにより行動上著しい困難を有する人であって、常時介護を必要としている人に対し、自宅等で、入浴、排せつ、食事等の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。 |
| ③同行援護             | 重度の視覚障がいにより移動が困難な人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援助を行います。   |
| ④行動援護             | 知的障がいや精神障がいにより行動が困難な人に対し、危険を回避するために必要な介助や外出時における移動中の支援を行います。   |
| ⑤重度障害者等<br>包括支援   | 常時介護の必要性が著しく高く、意思疎通が困難な人に対し、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。   |

### 【サービスの利用実績と必要見込量】

※実績値令和5年度は見込値

| 項目          | 単位 | 第6期 実績値   |           |           | 第7期 見込量   |           |           |
|-------------|----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|             |    | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 | 令和<br>6年度 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 |
| ○居宅介護       | 時間 | 355       | 312       | 357       | 378       | 378       | 378       |
|             | 人  | 16        | 15        | 17        | 18        | 18        | 18        |
| ○重度訪問介護     | 時間 | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |
|             | 人  | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |
| ○同行援護       | 時間 | 6         | 0         | 2         | 3         | 3         | 3         |
|             | 人  | 1         | 0         | 1         | 1         | 1         | 1         |
| ○行動援護       | 時間 | 0         | 0         | 1         | 1         | 1         | 1         |
|             | 人  | 0         | 0         | 1         | 1         | 1         | 1         |
| ○重度障害者等包括支援 | 時間 | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |
|             | 人  | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |

### 【現状及びサービス量の設定・確保の方策】

- ◆ サービス提供の維持・確保を継続するとともに、関係機関や事業者と情報を共有し、事業者等に対して助言・援助を行います。
- ◆ 重度訪問介護と重度障害者等包括支援については、サービスを必要とする人の把握に努め、利用希望があった場合に速やかにサービス提供につなげられるよう情報提供を行います。

## (2) 日中活動系サービス

### 【サービスの内容】

| サービス名              | 内容  |
|--------------------|---|
| ①生活介護              | 常時介護が必要な重度の障がいのある方に対して、昼間、施設内で入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。   |
| ②自立訓練<br>(機能訓練)    | 地域生活上で身体機能の維持・回復等の支援が必要な身体障がいのある方に対し、地域生活を営むことができるよう、身体的リハビリテーション、日常生活にかかる訓練等の支援を行います。                                      |
| ③自立訓練<br>(生活訓練)    | 知的障がい又は精神障がいのある方に対し、地域生活を営むことができるよう、一定の期間における支援計画に基づき、日常生活能力の向上に必要な訓練等の支援を行います。   |
| ④就労選択支援            | 障がいのある方の希望や能力・適正に応じて、就労先の選択への支援(就労アセスメント)を行うとともに、就労後に必要な配慮等を整理し、障がいのある方の就労を支援します。   |
| ⑤就労移行支援            | 就労を希望する65歳未満の障がいのある方で一般就労が可能と見込まれる人に、一定の期間、生産活動や職場体験等の機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上に必要な訓練、求職活動に関する支援、就職後における職場定着のための相談等、必要な支援を行います。 |
| ⑥就労継続支援A型          | 一般就労が困難な65歳未満の障がいのある方に、生産活動の機会の提供等就労に必要な知識や能力の向上のための訓練等、必要な支援を行います。(雇用契約あり)   |
| ⑦就労継続支援B型          | 一般就労していたものの、心身の状態等により引き続き雇用されることが困難になったり、就労移行支援によっても一般就労に至らなかった障がいのある方に、生産活動の機会の提供等就労に必要な知識や能力の向上のための訓練等必要な支援を行います。(雇用契約なし) |
| ⑧就労定着支援            | 就労移行支援等を利用して一般就労へ移行した人の生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題に向けて必要となる支援を実施します。   |
| ⑨療養介護              | 医療が必要な人であって、常時介護を必要とする重度心身障がいのある方を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。  |
| ⑩短期入所<br>(ショートステイ) | 在宅の障がいのある方を介助する人が病気等の場合に、障がいのある方が短期間入所し、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事等の介護を行います。   |

【サービスの利用実績と必要見込量】

※実績値令和5年度は見込値

| 項目                    | 単位 | 第6期 実績値 |       |       | 第7期 見込量 |       |       |
|-----------------------|----|---------|-------|-------|---------|-------|-------|
|                       |    | 令和3年度   | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度   | 令和7年度 | 令和8年度 |
| ○生活介護                 | 日  | 425     | 368   | 368   | 388     | 403   | 419   |
|                       | 人  | 23      | 22    | 24    | 25      | 26    | 27    |
| ○自立訓練（機能訓練）           | 日  | 0       | 0     | 0     | 0       | 0     | 0     |
|                       | 人  | 0       | 0     | 0     | 0       | 0     | 0     |
| ○自立訓練（生活訓練）           | 日  | 77      | 108   | 62    | 62      | 62    | 62    |
|                       | 人  | 3       | 4     | 2     | 2       | 2     | 2     |
| ○就労選択支援<br>※新規サービス    | 日  |         |       |       | 0       | 0     | 0     |
|                       | 人  |         |       |       | 0       | 0     | 0     |
| ○就労移行支援               | 日  | 114     | 22    | 23    | 46      | 46    | 46    |
|                       | 人  | 7       | 1     | 1     | 2       | 2     | 2     |
| ○就労継続支援A型             | 日  | 167     | 313   | 326   | 344     | 362   | 378   |
|                       | 人  | 8       | 18    | 18    | 19      | 20    | 21    |
| ○就労継続支援B型             | 日  | 1,224   | 1,334 | 1,336 | 1,373   | 1,409 | 1446  |
|                       | 人  | 62      | 70    | 73    | 75      | 77    | 79    |
| ○就労定着支援               | 人  | 4       | 3     | 1     | 2       | 2     | 2     |
| ○療養介護                 | 人  | 6       | 6     | 6     | 6       | 6     | 6     |
| ○短期入所<br>（ショートステイ）福祉型 | 人  | 2       | 7     | 9     | 9       | 9     | 9     |
| ○短期入所<br>（ショートステイ）医療型 | 人  | 0       | 0     | 1     | 1       | 1     | 1     |

### 【現状及びサービス量の設定・確保の方策】

- ◆ サービスの実施にあたっては、障がいの特性やライフステージに応じた適切な日中活動の場を確保するため、町内の事業所及び近隣の自治体で調整を行いつつ、サービス基盤の確保に努めていきます。
- ◆ 生活介護については、利用者のほとんどが重度障がい者のため、今後も障害支援区分が重度の方についてはニーズが高いと考えられます。また、施設入所者の日中活動サービスとしても利用されており、今後の利用については増加傾向と見込みます。
- ◆ 就労継続支援(A型、B型)について、就労継続支援A型は、就労移行支援利用からの移行者や新規利用者の増加が予想され、就労継続支援B型は、就労移行支援利用からの移行者や支援学校卒業生等、新規利用者の増加が予想されます。
- ◆ 就労に対する意向や継続に向けたサービスの質の向上に努めるほか、就労継続支援事業所における受託作業の拡大を支援していきます。
- ◆ 福祉施設やハローワーク、特別支援学校等の関係機関のネットワークを活用し、就労に関する地域の課題把握やその改善施策の検討を行います。
- ◆ 短期入所(ショートステイ)医療型等のサービス確保に向けて、広域での検討が必要とされることから関係機関と連携を図ります。
- ◆ 自立訓練(機能訓練)や就労選択支援等、これまで利用実績がなかった事業、今後新規に開始する事業については、今後利用ニーズがあった場合に、近隣と連携してサービス提供に努めることとします。

### (3) 居住系サービス

#### 【サービスの内容】

| サービス名                | 内容   |
|----------------------|--|
| ①共同生活援助<br>(グループホーム) | 主として夜間において、障がいのある方が共同生活を営む住居において、相談その他の日常生活上の援助や、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。                               |
| ②施設入所支援              | 通所によって生活介護や訓練等を受けることが困難な人を対象に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事等の介護を行います。  |
| ③自立生活援助              | 定期的に利用者の居宅を訪問し、生活状況や体調等について確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。また、利用者からの相談、要請があった際は、電話、メール等による随時の対応も行います。 |

#### 【サービスの利用実績と必要見込量】

※実績値令和5年度は見込値

| 項目                   | 単位 | 第6期 実績値   |           |           | 第7期 見込量   |           |           |
|----------------------|----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|                      |    | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 | 令和<br>6年度 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 |
| ○共同生活援助<br>(グループホーム) | 人  | 26        | 27        | 31        | 32        | 34        | 36        |
| ○施設入所支援              | 人  | 9         | 8         | 7         | 7         | 7         | 7         |
| ○自立生活援助              | 人  | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |

#### 【現状及びサービス量の設定・確保の方策】

- ◆ 自立生活援助は、これまで利用者がなく、近隣に事業所もないため実績を考慮して見込みました。今後、サービスの利用希望があった際に対応できるように努めます。
- ◆ 共同生活援助（グループホーム）は、今後も障がいのある方や介護者の高齢化による生活スタイルの変化に合わせ、家族から独立して生活する見込のある方等のニーズが高まることも予想され、利用者の増加を見込んでいます。今後も、地域の理解を深めながら事業者等と連携、協力を図ります。
- ◆ 施設入所支援については、入所者の意向に配慮しつつ、介助者との連携を図りながら、地域への移行を推進します。

## (4) 相談支援

### 【サービスの内容】

| サービス名   | 内容  |
|---------|---|
| ①計画相談支援 | 障がい福祉サービスを利用するすべての人を対象として、支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。  |
| ②地域移行支援 | 障害者支援施設等に入所している人または精神科病院に入院している人を対象として、地域生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な支援を行います。                      |
| ③地域定着支援 | 入所施設や病院から地域生活へ移行した人や、ひとり暮らしへ移行した人等を対象として、安定した地域生活を営めるよう、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に、訪問や相談等の必要な支援をします。 |

### 【サービスの利用実績と必要見込量】

※実績値令和5年度は見込値

| 項目      | 単位 | 第6期 実績値 |       |       | 第7期 見込量 |       |       |
|---------|----|---------|-------|-------|---------|-------|-------|
|         |    | 令和3年度   | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度   | 令和7年度 | 令和8年度 |
| ○計画相談支援 | 人  | 58      | 58    | 58    | 60      | 62    | 64    |
| ○地域移行支援 | 人  | 0       | 0     | 0     | 0       | 0     | 0     |
| ○地域定着支援 | 人  | 2       | 2     | 2     | 2       | 2     | 2     |

### 【現状及びサービス量の設定・確保の方策】

- ◆ 計画相談支援は、障がい福祉サービスを利用している全ての方を対象に実施しています。今後とも利用者一人ひとりにあった的確なサービス等利用計画の作成や、新規利用者及び継続利用者に対し、きめ細やかな計画相談支援を提供していくため更なる充実を図ります。
- ◆ 地域移行支援は、地域に事業所がないことを踏まえ、実績を考慮して見込みました。
- ◆ 地域定着支援は、緊急時の支援が必要な利用者への対応として、実績と同様の数を見込みます。

## (5) 地域生活支援事業

### 【サービスの内容】

| サービス名           | 内容  |
|-----------------|---|
| ①理解促進研修・啓発事業    | 障がいのある方が日常生活や社会生活を送る中で起こる「社会的障壁(バリア)」を取り除くため、障がいのある方への理解を深めるための研修や啓発活動を通じて、地域住民へ働きかけます。   |
| ②自発的活動支援事業      | 障がいのある方が自立した生活を送ることができるよう、障がいのある方やその家族、ボランティア活動団体、地域住民等による自発的な取り組みを支援します。   |
| ③相談支援事業         | 障がいのある方等の相談に応じ、必要な情報の提供や助言その他の障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がいのある方が自立した生活を送れるようにすることを目的に実施します。 |
| ④成年後見制度利用支援事業   | 障がい福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいのある方や精神障がいのある方に対して、成年後見制度の申し立てに要する費用や後見人等の報酬の助成等の利用促進等により、障がいのある方の権利擁護を図ります。                  |
| ⑤成年後見制度法人後見支援事業 | 成年後見制度における後見等の業務を法人が適正に行える体制の整備、町民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。  |
| ⑥意思疎通支援事業       | 聴覚・言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある方等に、手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的に実施します。   |
| ⑦日常生活用具給付等事業    | 重度障がいのある方等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与することにより、日常生活の便宜を図ることを目的に実施します。  |
| ⑧手話奉仕員養成研修事業    | 聴覚障がいのある方等のコミュニケーションを保障する上で必要となる手話通訳者等を確保するために、聴覚障がいのある方の生活および関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、手話技術の習得をめざします。                                |
| ⑨移動支援事業         | 屋外での移動が困難な障がいのある方等の外出のための移動支援を行うことにより、地域における自立生活や社会参加を促すことを目的に実施します。  |
| ⑩地域活動支援センター     | 地域活動支援センターにおいて、創作的活動や生産活動の機会を提供することにより、障がいのある方等の地域生活支援の促進を図ることを目的として実施します。  |

## 【サービスの利用実績と必要見込量】

※実績値令和5年度は見込値

| サービス名                    |       | 第6期 実績値 |       |       | 第7期 見込量 |       |       |
|--------------------------|-------|---------|-------|-------|---------|-------|-------|
|                          |       | 令和3年度   | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度   | 令和7年度 | 令和8年度 |
| ○理解促進研修・啓発事業             | 実施の有無 | 有       | 有     | 有     | 有       | 有     | 有     |
| ○自発的活動支援事業               | 実施の有無 | 有       | 有     | 有     | 有       | 有     | 有     |
| ○相談支援事業                  | 箇所    | 1       | 1     | 1     | 1       | 1     | 1     |
| 基幹相談支援センター               | 箇所    | 1       | 1     | 1     | 1       | 1     | 1     |
| 住宅入居等支援事業                | 箇所    | 0       | 0     | 0     | 0       | 0     | 1     |
| ○成年後見制度利用支援事業<br>(実利用者数) | 人     | 0       | 0     | 0     | 1       | 1     | 0     |
| ○成年後見制度法人後見支援事業          | 箇所    | 0       | 0     | 0     | 0       | 0     | 0     |
| ○意思疎通支援事業                |       |         |       |       |         |       |       |
| 実利用者数                    | 人     | 1       | 1     | 1     | 1       | 1     | 1     |
| 利用延件数                    | 件     | 18      | 14    | 4     | 12      | 12    | 12    |
| ○日常生活用具給付等事業(計)          |       | 478     | 511   | 520   | 533     | 540   | 550   |
| 介護訓練支援用具                 | 件     | 5       | 1     | 0     | 2       | 2     | 2     |
| 自立生活支援用具                 | 件     | 4       | 3     | 1     | 3       | 3     | 3     |
| 在宅療養等支援用具                | 件     | 4       | 5     | 2     | 3       | 3     | 3     |
| 情報・意思疎通支援用具              | 件     | 1       | 1     | 1     | 1       | 1     | 1     |
| 排泄管理支援用具                 | 件     | 463     | 501   | 516   | 520     | 530   | 540   |
| 居宅生活動作補助用具(住宅改修)         | 件     | 1       | 0     | 0     | 1       | 1     | 1     |
| ○手話奉仕員養成研修事業             | 人     | 0       | 0     | 3     | 3       | 3     | 3     |
| ○移動支援事業                  | 延時間   | 115     | 100   | 110   | 150     | 150   | 150   |
|                          | 人     | 3       | 2     | 3     | 4       | 4     | 4     |
| ○地域活動支援センター事業            | 箇所    | 1       | 1     | 1     | 1       | 1     | 1     |
|                          | 人     | 20      | 20    | 20    | 20      | 20    | 20    |
| ○日中一時支援事業                | 利用回数  | 0       | 0     | 0     | 12      | 12    | 12    |
|                          | 人     | 0       | 0     | 0     | 1       | 1     | 1     |
| ○訪問入浴サービス                | 利用回数  | 4       | 2     | 2     | 2       | 2     | 2     |
|                          | 人     | 1       | 1     | 1     | 1       | 1     | 1     |

## 【現状及びサービス量の設定・確保の方策】

- ◆ 身近な地域で相談支援が受けられるよう、関係機関との連携を強化します。
- ◆ サービス利用対象者の状況等やサービス需要を把握しながら、地域の実情に応じたサービス内容を検討し、利用者が必要とするサービスを提供できるよう努めます。
- ◆ 日常生活支援は、引き続き十分なサービス量が提供されるよう事業所の運営の支援に努めます。
- ◆ 社会参加支援は、必要とする人が確実に事業を利用できるよう事業の周知に努めます。
- ◆ これまで利用実績がなかった事業については、今後利用ニーズがあった場合に、関係機関と連携してサービス提供に努めます。

## (6) 障害児通所支援・障害児相談支援

### 【サービスの内容】

| サービス名            | 内容   |
|------------------|--|
| ①児童発達支援          | 就学前の発達支援を必要とする児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能や集団生活への適応訓練等を行います。  |
| ②放課後等<br>デイサービス  | 学校通学中の支援を要する児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、放課後等の居場所を提供します。                                    |
| ③保育所等訪問支援        | 保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。  |
| ④居宅訪問型<br>児童発達支援 | 重度の障がい等により、外出が著しく困難な障がいのある児童の居宅を訪問して、発達支援を行います。  |
| ⑤障害児相談支援         | 児童福祉法に基づくサービスを利用するすべての児童を対象として、支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況の確認と計画の見直し(モニタリング)を行います。 |

### 【サービスの利用実績と必要見込量】

※実績値令和5年度は見込値

| 項目           | 単位 | 第2期 実績値   |           |           | 第3期 見込量   |           |           |
|--------------|----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|              |    | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 | 令和<br>6年度 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 |
| ○児童発達支援      | 日  | 114       | 123       | 136       | 101       | 108       | 115       |
|              | 人  | 15        | 16        | 19        | 14        | 15        | 16        |
| ○放課後等デイサービス  | 日  | 335       | 384       | 384       | 440       | 451       | 484       |
|              | 人  | 31        | 35        | 35        | 40        | 41        | 44        |
| ○保育所等訪問支援    | 日  | 0         | 1         | 1         | 2         | 2         | 2         |
|              | 人  | 0         | 1         | 1         | 2         | 2         | 2         |
| ○居宅訪問型児童発達支援 | 日  | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |
|              | 人  | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |
| ○障害児相談支援     | 人  | 28        | 33        | 33        | 35        | 36        | 38        |

### 【現状及びサービス量の設定・確保の方策】

- ◆ 児童の発達状況等にあわせて事業所を保護者等が選択できるよう、事業所情報等の情報提供の支援を行うため関係機関と連携を図ります。
- ◆ 放課後デイサービスについては、児童の授業の終了後又は休業日の利用について、利用者が増加傾向にあります。利用者のニーズを考慮したサービス提供が行えるよう、広域的にも事業者に対し働きかけていきます。
- ◆ 引き続き障害児相談支援事業所連携を図り、きめ細やかな障害児相談支援を提供していくため更なる充実を図ります。
- ◆ 居宅訪問型児童発達支援については、これまでの利用実績、本町及び近隣地域に事業所がないことを踏まえ、利用者を見込んでおりませんが、今後利用ニーズの把握に努めます。
- ◆ 今後も、児童福祉に関わる機関との連携を図り、必要なサービスが利用できるような体制づくりを推進します。



## 資料編

## (1) 計画策定体制

七ヶ浜町長

七ヶ浜町第4期障がい者計画・  
第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画  
策定委員会

障がい者が地域で自分らしい生活を安心して送ることのできるまちづくりを推進するとともに、総合的かつ計画的な障がい福祉サービス体制を整備するための「七ヶ浜町第4期障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」の策定を目的として設置

■七ヶ浜町第4期障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定委員会  
委員名簿 (10名)

| 氏名         | 所属                                      |
|------------|---|
| 委員長 渡辺 とき子 | 七ヶ浜町障害者地域活動支援センター<br>「あさひ園」 園長          |
| 副委員長 鈴木 安彦 | 七ヶ浜町身体障害者福祉協会 会長                        |
| 飯田 眞佐子     | 七ヶ浜町手をつなぐ親の会 会長                         |
| 伊藤 くみ子     | あさひ園保護者会「なでしこ」 会長                       |
| 一岡 仁       | 七ヶ浜町障害者相談支援事業所<br>「ふっとわ〜く」 相談支援専門員      |
| 梅津 誠也      | 一般社団法人「ステージパス」<br>就労継続支援A型事業所 サービス管理責任者 |
| 加藤 直己      | 社会福祉法人はらから福祉会<br>「みお七ヶ浜」 所長             |
| 齋藤 美智子     | 七ヶ浜町教育委員会 汐見小学校 教諭                      |
| 二科 壮太      | 認定NPO法人 さわおとの森<br>地域拠点センターふきのとう 相談支援専門員 |
| 片平 美絵      | 宮城県仙台保健福祉事務所<br>母子・障害班 主幹               |

\*敬称略、順不同

## (2) 策定経過

| 年 月                    | 項 目                           | 内 容  |
|------------------------|-------------------------------|--|
| 令和5年6月1日～<br>令和5年6月27日 | 「福祉に関する<br>アンケート」実施           | 対象者1,051人 回答 523人<br>回答率 49.8%                 |
| 令和5年9月14日              | 第1回策定委員会                      | 委嘱状交付、計画、策定スケジュール、<br>障がい者計画骨子(案)の承認           |
| 令和5年11月9日              | 第2回策定委員会                      | 障がい者計画中間案の審議、<br>障がい福祉計画・障がい児福祉計画<br>策定状況報告    |
| 令和5年12月19日             | 第3回策定委員会                      | 障がい者計画最終案の審議、<br>障がい福祉計画・障がい児福祉計画<br>策定状況報告    |
| 令和6年1月5日～<br>令和6年1月31日 | 第4期七ヶ浜町障がい者計画<br>パブリックコメントの実施 | 広報しちがはま令和6年1月号、<br>町ウェブサイトに掲載                  |
| 令和6年2月14日              | 第4回策定委員会                      | パブリックコメントに対する回答、<br>障がい福祉計画・障がい児福祉計画<br>最終案の審議 |

### (3) 国の動向

#### ■【参考】「障害者権利条約」署名以降の障害者支援に係る法整備の主な動き

| 年度    | 事項                              | 概要   |
|-------|---------------------------------|--|
| 平成 19 | 障害者権利条約に署名                      | ・障害者に関する初めての国際条約   |
| 平成 21 | 障害者雇用促進法の改正                     | ・障害者雇用納付金制度の適応対象範囲を拡大  |
| 平成 23 | 障害者基本法の改正                       | ・障害者の定義の見直し、「合理的配慮」の概念や「差別禁止」の明記   |
| 平成 24 | 障害者虐待防止法の施行                     | ・虐待の定義、防止策を明記  |
| 平成 25 | 障害者総合支援法の施行                     | ・「障害者自立支援法」の見直し、障害への難病追加、制度の谷間の解消  |
|       | 障害者優先調達推進法の施行                   | ・障害者就労施設等への物品等の需要の推進   |
| 平成 26 | 障害者権利条約に批准                      | ・障害者権利条約の批准書を国連に寄託、同年2月に我が国について発効  |
| 平成 28 | 障害者差別解消法の施行                     | ・障害を理由とする差別的取り扱いの禁止<br>・差別解消の取り組みの義務化  |
|       | 障害者雇用促進法の改正                     | ・国や自治体における合理的配慮の提供が義務化   |
|       | 成年後見制度利用促進法の施行                  | ・国において成年後見制度利用促進基本計画の策定及び成年後見制度利用促進会議等の設置  |
|       | 発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行           | ・「発達障害者」の定義の改正、「社会的障壁」の定義の改正<br>・国や自治体における相談体制の整備の責務を明記  |
| 平成 30 | 障害者雇用促進法の改正                     | ・障害者雇用義務の対象に精神障害者が加わる  |
|       | 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正              | ・自立生活援助の創設、就労定着支援の創設、居宅訪問型児童発達支援の創設<br>・高齢障害者の介護保険サービスの円滑利用<br>・障害児のサービス提供体制の計画的な構築(「障害児福祉計画」の策定)<br>・医療的ケアを要する障害児に対する支援 |
| 令和元   | 障害者雇用促進法の改正                     | ・障害者活躍推進計画策定の義務化(地方公共団体)<br>・特定短時間労働者を雇用する事業主に特例給付金の支給   |
|       | 読書バリアフリー法の施行                    | ・視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進を目的とする  |
| 令和2   | 障害者雇用促進法の改正                     | ・事業主に対する給付制度、障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度(もにす認定制度)の創設   |
| 令和3   | 障害者差別解消法の改正                     | ・合理的配慮の提供義務の拡大(国や自治体のみから民間事業者も対象に)   |
|       | 医療的ケア児支援法の施行                    | ・医療的ケア児が居住地にかかわらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体に支援の責務を明記  |
| 令和4   | 障害者総合支援法の改正                     | ・グループホーム入居者の一人暮らしへの移行支援を進める  |
|       | 障害者雇用促進法の改正                     | ・週10時間以上20時間未満で働く精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者について、法定雇用率の算定対象に加える  |
|       | 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行 | ・障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進(障害の種類・程度に応じた手段を選択可能とする)  |



発行:七ヶ浜町

編集:七ヶ浜町健康福祉課

〒985-8577 宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1

電話 022-357-7449

F A X 022-357-2118

U R L <https://www.shichigahama.com>